

第81回北但行政事務組合議会（臨時会）会議録（第1日）

平成23年11月28日（月）第81回北但行政事務組合議会（臨時会）を議場に管理者が招集した。

開会 午前10時

会議に出席した議員（16名）

1番	香美町	植田	隆博	2番	香美町	田野	哲夫
3番	新温泉町	西村	公子	4番	新温泉町	西脇	明
5番	豊岡市	安治川	敏明	6番	豊岡市	伊藤	仁
7番	豊岡市	井上	正治	8番	豊岡市	岡谷	邦人
9番	香美町	森	利秋	10番	新温泉町	谷口	功
11番	豊岡市	門間	雄司	12番	豊岡市	関貫	久仁郎
13番	豊岡市	峰高	正行	14番	豊岡市	嶋崎	宏之
15番	豊岡市	古池	信幸	16番	豊岡市	芝地	邦彦

会議に出席しなかった議員（なし）

議事に関係した事務局職員

事務局長 西 垣 宏 一
書 記 太田垣 健 二
書 記 吉 田 桂太郎

説明のため出席した者の職氏名

管理者（豊岡市長）	中 貝 宗 治
副管理者（香美町長）	長 瀬 幸 夫
副管理者（新温泉町長）	岡 本 英 樹
会 計 管 理 者	矢 崎 章 司
事 務 局 長	谷 敏 明
事務局次長兼用地課長	小 谷 理
施 設 整 備 課 長	土生田 哉
施 設 整 備 課 長 補 佐	羽 尻 泰 広
用 地 課 長 補 佐	河 本 嘉 一
監 査 委 員 事 務 局 長	山 根 由 美 子

議事日程

- 第1 仮議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
- 第5 議席の指定
- 第6 議会運営委員の選任について
- 第7 第12号議案 監査委員の選任につき同意を求めることについて
(上程・説明・質疑・討論・表決)
- 第8 第11号議案 工事請負契約の締結について
(上程・説明・質疑・討論・表決)

議事順序

1. 仮議席着席 (任意に着席)
2. 開会宣言
3. 休 憩
〔自己紹介〕
4. 再 開
5. 管理者あいさつ
6. 開 議
7. 仮議席の指定
8. 会議録署名議員の指名
9. 会期の決定
10. 諸般の報告
11. 休 憩
12. 再 開
13. (日程追加) 議長辞職許可
〔議長退席〕
14. 議長退任あいさつ
15. 休 憩
16. 再 開
17. (日程追加) 議長選挙
〔投票の場合、立会人指名〕
18. 新議長就任あいさつ
19. 休 憩

[新議長、議長席へ着任]

20. 再 開

21. 議席指定

22. (日程追加) 副議長辞職許可

[副議長退席]

23. 副議長退任あいさつ

24. 休 憩

25. 再 開

26. (日程追加) 副議長選挙

[投票の場合、立会人指名]

27. 新副議長就任あいさつ

28. 休 憩

29. 再 開

30. 議会運営委員の選任

31. 休 憩

[議会運営委員会正副委員長互選]

32. 再 開

33. 議会運営委員会正副委員長互選結果報告

34. 第12号議案 上程

○説明、質疑、討論、表決

35. 第11号議案 上程

○説明、質疑、討論、表決

36. 閉会宣言

37. 議長あいさつ

38. 管理者あいさつ

[議長開会あいさつ]

○議長（岡谷邦人） おはようございます。

開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

日増しに寒気が加わるきょうこのごろ、議員各位にはご健勝にてご参集を賜り、本日、ここに第81回北但行政事務組合議会臨時会を開会する運びとなりましたことは、組合発展のため、まことにご同慶にたえないところであります。

さて、今期臨時会に付議されます案件は、事件決議1件、当局提出の人事案件及び議会役員の改選に伴う人事案件についてであります。

どうか議員各位には何とぞ慎重にご審議の上、適正な結果が得られますよう心からお願いいたしますとともに、円滑な議会運営に格段のご協力をお願い申し上げ、まことに簡単粗辞でございますが開会のあいさつといたします。

開会 午前10時01分

○議長（岡谷邦人） ただいまの出席議員数は16名であります。よって、会議は成立いたします。

ただいまから第81回北但行政事務組合議会臨時会を開会いたします。

この際、本会議を暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時10分

○議長（岡谷邦人） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

開議に先立ち、管理者より、ごあいさつがあります。

○管理者（中貝宗治） おはようございます。

本日、ここに第81回北但行政事務組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはおそろいでご出席いただき、厚くお礼申し上げます。

議員各位のご健勝をお喜び申し上げますとともに、日ごろのご精励に対し、深く敬意を表します。

過日開催されました豊岡市議会並びに新温泉町議会の臨時議会において、本組合議員に新たに当選されました議員、再度当選されました議員各位には、どうか組合発展のため、今後、格別のご尽力、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日の臨時会は、議会の人事構成を決定される重要な議会です。また、本臨時会に私から提案いたします案件は、事件決議1件、人事案件1件であります。よろしくご審議いただき、適切なるご決定をいただきますようお願い申し上げます、開会のあいさつといたします。

○議長（岡谷邦人） 管理者のあいさつは終わりました。

これより本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第1 仮議席の指定

○議長（岡谷邦人） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（岡谷邦人） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、植田隆博議員、田野哲夫議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（岡谷邦人） 日程第3、会期の決定を行います。

この際、議会運営委員長より報告を求めるものですが、委員長、副委員長とも不在のため、北但行政事務組合議会委員会条例第7条第2項の規定により、年長の委員より報告を求めます。

安治川敏明議員。

○安治川敏明議員 臨時に委員長職務を行います。

本日の議事運営についてご報告いたします。

去る11月10日に議会運営委員会を開催し、議事運営等について協議いたしましたので、その結果をご報告いたします。

会期につきましては、本日1日間といたしております。

次に、日程につきましては、お手元に配付されております議事順序に従い、議会の構成に関する各役員の改選を順次上程しますが、その間、適宜本会議を休憩し関連事項について議員協議会を開くことといたします。

その後、当局提案の第12号議案を議題として当局より説明を受け、質疑、討論、表決を行います。

その後、第11号議案を議題として当局より説明を受け、質疑、討論、表決を行い今期臨時会を閉会することといたしております。

以上、報告のとおり議事運営についてよろしくご協力をお願いいたします。

○議長（岡谷邦人） お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡谷邦人） ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第4 諸般の報告

○議長（岡谷邦人） 次は、日程第4、諸般の報告を行います。

まず、本日の会議に欠席届のありましたのは、作花尚久代表監査委員であります。

この際、本会議を暫時休憩いたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時41分

○副議長（森 利秋） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

日程追加 議長辞職許可

○副議長（森 利秋） この際、ご報告いたします。

ただいま岡谷邦人議長から、一身上の都合により、本日付をもって議長の職を辞任いたしたい旨

の辞職願が提出されました。

お諮りをいたします。議長の辞職について、本日の日程に追加し直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(森 利秋) ご異議なしと認め、さよう決しました。

この際、地方自治法第117条の規定により、岡谷邦人議長の退席を求めます。

(8番 岡谷邦人君退場)

○副議長(森 利秋) お諮りいたします。地方自治法第108条の規定に基づき、岡谷邦人議員の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(森 利秋) ご異議なしと認めます。よって、岡谷邦人議員の議長辞職を許可することに決しました。

岡谷邦人議員の着席を求めます。

(8番 岡谷邦人君入場)

○副議長(森 利秋) この際、議長を辞職されました岡谷邦人議員から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

岡谷邦人議員。

○岡谷邦人議員 1年間、大変お世話になりました。北但行政事務組合は大変な時期でございます。総力を挙げて事業推進に邁進していきたいと思っております。1年間ありがとうございました。(拍手)

○副議長(森 利秋) 岡谷邦人議員のあいさつは終わりました。

この際、本会議を暫時休憩いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時47分

○副議長(森 利秋) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程追加 議長選挙

○副議長(森 利秋) お諮りをいたします。この際、岡谷邦人議員の議長辞職に伴い、欠員となりました議長の選挙を日程に追加し、議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(森 利秋) ご異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行います。

お諮りをいたします。議長選挙の方法につきましては、地方自治法第118条の規定により、投票によりたいと思っておりますが、これにご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(森 利秋) ご異議なしと認めます。よって、議長選挙の方法は、候補者に対し、単記無記名の投票によることに決定いたしました。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○副議長（森 利秋） ただいまの出席議員は16人であります。

開票立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に植田隆博議員、西村公子議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

○副議長（森 利秋） 配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（森 利秋） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○副議長（森 利秋） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載願います。

ただいまから投票を行います。職員に点呼させますので、順次投票をお願いいたします。

○事務局長（西垣宏一） 順次お名前を申し上げますので、ご記入いただき中央に置いてあります投票箱に投票をお願いします。

なお、投票に当たり、副議長が議長席を離れることにつきまして、議場の秩序保持のために好ましくありませんので、議長席で最初に記載し、投票していただきますので、ご理解を賜ります。

[事務局長点呼、議員投票]

9番 森 利秋議員	1番 植田隆博議員	2番 田野哲夫議員
3番 西村公子議員	4番 西脇 明議員	5番 安治川敏明議員
6番 伊藤 仁議員	7番 井上正治議員	8番 岡谷邦人議員
10番 谷口 功議員	11番 門間雄司議員	12番 関貫久仁郎議員
13番 芝地邦彦議員	14番 嶋崎宏之議員	15番 古池信幸議員
16番 峰高正行議員		

○副議長（森 利秋） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（森 利秋） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

続いて、開票を行います。

植田隆博議員、西村公子議員に立ち会いを求めます。

〔開 票〕

○副議長（森 利秋） これより選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち有効投票16票、無効投票ゼロ票。

有効投票中、芝地邦彦議員10票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、芝地邦彦議員が議長に当選されました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（森 利秋） ただいま議長に当選されました芝地邦彦議員が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

議長に当選されました芝地邦彦議員の議長就任のあいさつをいただきます。自席でお願いいたします。

○芝地邦彦議員 失礼いたします。ただいまご推挙いただきました豊岡市の芝地でございます。

大変重責を担うことになりました。まだまだ経験不足のところもあり、皆様方にご迷惑をかけることもあるかとは思いますが、誠心誠意しっかり取り組みたいというふうに思っております。

議会の皆さんは当然でございますが、当局の皆さんにおかれましても、ご理解とご協力を格段いただきますよう、よろしくお願いを申し上げ、簡単ですけども、就任のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。（拍手）

○副議長（森 利秋） 議長のあいさつは終わりました。

以上で副議長として職務を終えることができます。これもひとえに議員各位のご協力によるものでございます。また、まことに感謝にたえない次第であります。

一言お礼を申し上げまして、議長を交代いたします。どうもありがとうございました。

ここで本会議を暫時休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時02分

○議長（芝地邦彦） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

日程第5 議席の指定

○議長（芝地邦彦） 議席の指定に入ります。

日程第5、議席の指定を行います。

議席は会議規則第4条第1項により、議長において指名いたします。

1 番植田隆博議員、2 番田野哲夫議員、3 番西村公子議員、4 番西脇明議員、5 番安治川敏明議員、6 番伊藤仁議員、7 番井上正治議員、8 番岡谷邦人議員、9 番森利秋議員、10 番谷口功議員、11 番門間雄司議員、12 番関貫久仁郎議員、13 番峰高正行議員、14 番嶋崎宏之議員、15 番古池信幸議

員、16番、芝地邦彦です。

以上のとおり議席を指定いたします。

この際、本会議を暫時休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時03分

○議長（芝地邦彦） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

日程追加 副議長辞職許可

○議長（芝地邦彦） この際、ご報告いたします。

ただいま森利秋副議長から、一身上の都合により、本日付をもって副議長の職を辞任いたしたい旨の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。副議長の辞職について、本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芝地邦彦） ご異議なしと認め、さよう決しました。

この際、地方自治法第117条の規定により、森利秋副議長の退席を求めます。

（9番 森利秋君退場）

○議長（芝地邦彦） お諮りいたします。地方自治法第108条の規定に基づき、森利秋議員の副議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芝地邦彦） ご異議なしと認めます。よって、森利秋議員の副議長辞職を許可することに決しました。

森利秋議員の着席を求めます。

（9番 森利秋君入場）

○議長（芝地邦彦） この際、副議長を辞職されました森利秋議員から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

森利秋議員。

○森 利秋議員 1年間、副議長として大変皆様方にはお世話になりました。引き続きこの議会の議員でもございますので、今後ともよろしくお願いをいたします。本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（芝地邦彦） 森利秋議員のあいさつは終わりました。

この際、本会議を暫時休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時08分

○議長（芝地邦彦） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

日程追加 副議長選挙

○議長（芝地邦彦） お諮りいたします。この際、森利秋議員の副議長辞職に伴い、欠員となりました副議長の選挙を日程に追加し、議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芝地邦彦） ご異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行います。

お諮りいたします。副議長選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思っておりますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芝地邦彦） ご異議なしと認めます。よって、副議長選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

さらにお諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芝地邦彦） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

副議長に、西脇明議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました西脇明議員を副議長の当選人と定めることについてご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芝地邦彦） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました西脇明議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました西脇明議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

副議長に当選されました西脇明議員の副議長就任のあいさつをいただきます。

○西脇 明議員 失礼いたします。ただいま副議長という重責をご推薦いただきまして、ありがとうございました。

北但1市2町のこの重要な北但議会、私は2年間しかまだ経験がありませんが、非常に重要な時期に差しかかっており、いよいよ工事着工とこの北但議会が本格稼働する時期となりました。議長を補佐し、公平公正な議会運営に努めていくことをお誓い申し上げ、就任のあいさつといたします。

（拍手）

○議長（芝地邦彦） 副議長のあいさつは終わりました。

本会議を暫時休憩いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時13分

○議長（芝地邦彦） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

日程第6 議会運営委員の選任について

○議長（芝地邦彦） 日程第6、議会運営委員の選任についてを行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第3条第1項の規定により、議長より指名いたします。

議会運営委員に、安治川敏明議員、伊藤仁議員、岡谷邦人議員、植田隆博議員、西村公子議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました以上の議員を議会運営委員に選任することにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芝地邦彦） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の議員を議会運営委員に選任することに決しました。

この際、本会議を暫時休憩いたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時26分

○議長（芝地邦彦） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

休憩中に議会運営委員会が開催され、正副委員長の互選が行われておりますので、その結果をご報告いたします。

議会運営委員長に岡谷邦人議員、議会運営副委員長に植田隆博議員、以上のとおりであります。

日程第7 第12号議案（監査委員の選任につき同意を求めることについて）

○議長（芝地邦彦） 日程第7、第12号議案監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

当局に提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（中貝宗治） ただいま議題となりました第12号議案監査委員の選任につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

現在、本組合の議員選出の監査委員が不在となっておりますので、門間雄司氏を選任いたしたいと存じます。よって、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

なお、議案中、空白となっております住所を豊岡市清冷寺1783番地、氏名を門間雄司、年齢を満40歳とご記入いただき、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（芝地邦彦） この際、地方自治法第117条の規定により、門間雄司議員の退席を求めます。

（11番 門間雄司君退場）

○議長（芝地邦彦） 質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芝地邦彦） 質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。この際、議事の順序を省略し、直ちに表決に入りたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芝地邦彦) ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。第12号議案監査委員の選任につき同意を求めることについてを原案のとおり同意することに決してご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芝地邦彦) ご異議なしと認めます。よって、第12号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

門間雄司監査委員の着席を求めます。

(11番 門間雄司君入場)

日程第8 第11号議案(工事請負契約の締結について)

○議長(芝地邦彦) 日程第8、第11号議案工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

管理者。

○管理者(中貝宗治) ただいま議題となりました第11号議案工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、進入道路・敷地造成工事に係る工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものです。

議案の詳細につきましては、事務局長が説明いたしますので、よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(芝地邦彦) 谷事務局長。

○事務局長(谷 敏明) 第11号議案工事請負契約の締結について、議案書1ページをごらんください。

本案は、北但ごみ処理施設の進入道路・敷地造成工事の工事請負契約を締結しようとするものでございます。まず、契約の目的は、進入道路・敷地造成工事です。契約の方法として、制限つき一般競争入札で、去る11月21日、8特別共同企業体による入札に付した結果、請負業者が決定し、翌11月22日に工事請負仮契約を行ったところです。次に、契約の金額は10億7,899万500円です。契約の相手方は、竹中土木・徳網・但馬土建・山口工務店特別共同企業体でございます。

なお、工期限は、平成26年6月30日としています。

工事の概要につきましては、2ページをごらんください。施工場所は、豊岡市竹野町森本・坊岡地内です。工事概要は、敷地造成0.2ヘクタール、進入道路540メートル、仮設道路810メートルです。それぞれの区分に対する主な工種、数量につきましては、資料に記載のとおりです。

3ページをごらんください。進入道路・敷地造成工事の平面図、標準横断面図です。まず、平面図をごらんください。右肩に方位図をつけていますが、上の方向が北、竹野浜方向になります。右下に施工年度に分けて着色を示した凡例をつけています。黄色は23年度、赤色は24年度、水色は25年度、緑色は26年度にそれぞれ施工する予定です。

なお、黒色につきましては、用地未取得等により、今回、工事対象外でございます。

進入道路施工延長、全体計画延長860メートルのうち黒く着色した部分を除く540メートル、幅員構成として下に標準横断面図を添付させていただいていますが、主要地方道日高竹野線から敷地に向かっての向きであらわしています。横断面図の右側が木谷川です。車道幅員2.75メートルに路肩75センチを加えた2車線分7メートルでございます。仮設道路は、施工延長810メートル、幅員は3メートルから6.5メートルでございます。

敷地造成は、全体計画面積2.6ヘクタールのうち0.2ヘクタールでございます。敷地全体の形は引き出し線でお示しをしていますが、縦98.3メートルから157.1メートル、横145.9メートルから177.8メートルとなっています。黒く着色しております部分につきましては、用地未取得等により今回工事中から除いていますが、用地取得後、追加変更を予定しているものです。

以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（芝地邦彦） では、質疑に入ります。

まず最初に、発言通告のありました8番岡谷邦人議員。

○岡谷邦人議員 それでは、第11号議案工事請負契約の締結について質疑をいたします。

まず、10月に用地収用委員会へ裁決申請がなされたものの、用地取得が完了してない中で工事請負契約の締結議案が提案されました。さきの定例議会の提案説明では、管理者から収用に向けた裁決は申請したが、交渉の窓口を全面的に閉ざすものではなく、今後も引き続き任意での交渉を行いたいとの説明がございました。用地取得に向けたその後の任意交渉の状況について、お聞かせを賜りたいと存じます。

○議長（芝地邦彦） 答弁願います。

事務局次長。

○事務局次長兼用地課長（小谷 理） 反対されている地権者の方々は、平成21年度の組合の事業費及び交付金の経理に疑義があるということを交渉拒否の一つの理由とされておりました。組合でも鋭意説明をいたしましたが、説明にご理解をいただけず、組合と豊岡市にそれぞれ事務の是正と負担金の返還を求めて、住民監査請求を請求されておりましたが、11月9日、10日に、いずれも棄却されました。しかし、反対地権者の方は、これにもご納得いただけないようで、交付金の交付主体であります環境省に直接交付金の経理等についてご照会されるとともに、組合の一般廃棄物処理基本計画や地域計画等について疑義を主張されたというふうにお聞きしております。

一方、トラストによる立ち木所有者の方につきましては、裁決を申請いたしました後、収用委員会で公示送達等の手続を行われておりますが、これまでに名乗り出ただけの方はいないというふう聞いております。したがって、住所が判明しない状態が現在も続いております。

このような状況でございますので、反対地権者の方に任意でご理解をいただくということは困難であると言わざるを得ない状況でございます。住所不明の立ち木所有者の方と交渉できない状態が続いているということに変わりはありません。以上です。

○議長（芝地邦彦） 8番岡谷邦人議員。

○岡谷邦人議員 今のご説明を聞くと、任意交渉は非常に暗礁に乗り上げてるといような状況に聞こ

えます。任意交渉が非常に困難なことには変わりはないわけですが、用地収用手続を円滑に進めて、工事の進捗に影響が出ないように用地を確保しなければいけません。以前から一つのめどとしていた平成24年度上期の用地確保は可能なのかどうか、その見込みについてお聞かせをください。

○議長（芝地邦彦） 答弁願います。

事務局次長。

○事務局次長兼用地課長（小谷 理） 10月の14日に裁決を申請いたしまして、その後、2週間の公告・縦覧期間を経て、収用委員会におきまして11月7日に裁決手続開始の決定がなされております。組合といたしましては、8月に実施しました立入調査の結果をもとに、土地や立ち木の権利者の認定及びその権利関係につきまして、公共用地補償機構の助言や顧問弁護士の指導のもとに、法的にも慎重に検討いたしまして裁決を申請いたしましたが、組合の申請どおり、裁決手続開始の決定がなされております。

なお、収用委員会では、一部の土地について既に裁決手続開始の決定の登記も完了されています。

さらに、12月5日に第1回審理を開催することを決定されており、土地所有者及び関係人の方に通知し、住所不明の立ち木所有者の方には公示送達の手続も行われています。このように現在のところ手続は粛々と進んでおりまして、事務的な手続で多少の時間を要することはあったといたしましても、平成24年度上半期には確実に用地を取得できると考えておりますので、工事の進捗にも影響はないものと考えております。以上でございます。

○議長（芝地邦彦） 8番岡谷邦人議員。

○岡谷邦人議員 3回目ですが、工事契約の工期限が26年6月30日となっております。これについては、恐らく今後用地が確保でき次第、追加発注をされる工事も含めた工期になってると思いますが、改めて確認だけさせていただきます。

○議長（芝地邦彦） 答弁願います。

○事務局次長兼用地課長（小谷 理） この工期限につきましては、全体の中で対応できるというふうな工期限となっております。以上でございます。

○議長（芝地邦彦） 次に、発言通告のありました2番田野哲夫議員。

○田野哲夫議員 田野です。まず、入札についてから質疑を行いたいと思います。

平成23年度からの10億余りの金額のうちの工事額について、各年度ごとに、おおむねでよろしいので、お知らせをまずしていただきたいと思います。

あわせて、追加工事という話であります。追加工事ということは随意契約というふうに理解をしたらいいのか、お答えをいただきたいと思います。

次に、同じ入札についてであります。平成28年度施工分の工期の中の予定額が出てくると思うんですが、23年度施工に急ぐべき理由というものが明確にあれば教えていただきたいと思っております。

2つ目ですが、この10億以上の工事でありまして、地域計画があります。きょうもらった資料ではありません。地域振興計画ではなくて、地域計画であります。これは循環型社会形

成推進地域計画であります。環境省の循環型交付金の要綱からいきますと、廃棄物処理法第6条に規定する一般廃棄物の処理に関する計画であります。一般廃棄物処理計画、いわゆる地域計画になるわけですが、その地域計画を実は今回の新しい議員には配られたようでありますが、平成23年の2月に変更をされております。この地域計画の中を見ますと、計画の期間が平成18年から25年の3月31日までの7年間となっております。今回の事業については、26年度も踏まえて行われる。それから、この工事については、事情によって28年まで延期をされて、その期間において行われるというふうになっておるわけであります。

環境省との関係からいくと、一般廃棄物の処理計画よりも、より交付金に関係をする地域計画というのは重要な計画であり、環境省から見れば、この計画に基づいて行われるものであるわけがあります。これの整合性について、どのように考えられているのか。今こうした契約を結ぶ上において、既に26年という数字が出てくるわけであります。整合性がとれていないと言わざるを得ないと思うわけですが、どのようなお考えなのか、お答えをいただきたいと思っております。

そのほかに、この行政の中には広域ごみ・汚泥処理整備基本計画、このごっついものがあつたりや、それから当然一般廃棄物処理基本計画があつたりするわけですが、またそれも恐らく見直しをされるということになると思うわけですが、これらの計画を見ても、やはり時間的に25年、つまり最初の計画の時期を想定をした計画にしかかってないのにもかかわらず、おこなわれてきた事業について、計画そのものが見直されていない、また変更されていないということは、おかしいのではないかと考えているわけですが、お答えをいただきたいと思っております。以上。

○議長（芝地邦彦） 暫時休憩いたします。再開は午後1時。

休憩 午前11時46分

再開 午後1時00分

○議長（芝地邦彦） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2番田野哲夫議員の質疑に対し、答弁願います。

事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 私の方からは、まず最初に各年度における予定額についてのお尋ねをいただきました。今回、請負契約10億7,899万500円ですけれども、23年度におきましては525万円、24年度につきましては4億3,470万円、25年度につきましては4億8,720万円、26年度につきましては1億5,184万500円というふうな出来高を予定をいたしております。

それと、追加工事の取り扱いですけれども、随意契約かというふうなお尋ねでございましたが、さきの提案の中でもお話をさせていただきましたけれども、変更契約として対応をさせていただきたいというふうに考えております。

それと、今回の工事について、なぜ急ぐのかというお尋ねがあつたと思っております。今回、この北但ごみ処理施設の整備スケジュールにつきましては、現有施設の状況あるいは市町の財政負担などを勘案して、平成27年度竣工、28年稼働というふうにしております。事業用地の取得につきましては、

任意取得することを前提に最大限の努力をし、工程的にぎりぎりのタイミングとなる今日まで任意交渉に努めてまいりました。このような中で、施設を27年度に竣工するためには、プラント建設工事に約30カ月必要でありまして、進入道路・敷地造成工事をプラント建設工事と調整することにより一部並行して行い、また仮設道路等を設置して施工しましても、全体工期としては約4年半必要になることから、本年度中には着手しなければならないというふうなことでございますので、今回、このような形で上程をさせていただいたというふうなことでございます。

○議長（芝地邦彦） 施設整備課長。

○施設整備課長（土生田哉） 地域計画についてのご質問をいただきました。地域計画、平成17年度に創設されました循環型社会形成推進交付金制度というものの中で位置づけられております。市町村の策定する循環型社会形成推進地域計画に対する総合的支援措置として当時つくられたもので、地域の実情に即して柔軟な計画、予算配分が可能である、それから明確な目標設定と事後評価を重視する、国と地方が構想段階から協働して循環型社会づくりを推進するという、このような制度でございます。

現在、北但行政事務組合が持ち合わせております北但地域循環型社会形成推進地域計画、これがございますが、これは平成18年3月に新施設の竣工を平成25年3月と予定し、平成18年4月から平成25年3月までの7年間を計画期間として策定したものでございます。しかし、以前の候補地であった日高町上郷との協議に時間を要したこと、それから平成20年4月に竹野町森本区、坊岡区と候補地を決定いたしました。その後にもご理解をいただけてなかった地権者の方々との交渉にも時間を要したことなどから、平成22年2月、こちら北但行政事務組合の第74回組合議会において、新施設の竣工時期を平成24年度から平成27年度に見直すということのご報告をいたしております。

平成17年6月当時、この段階で環境省から示されておりました循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル及び同交付金のQ&A等によりますと、計画期間は5年から7年までとされております。それ以上となる場合には、第1次計画、第2次計画と数次の計画として持つようにというふうな趣旨の指導がございました。現在の地域計画は、事業期間が平成25年3月31日までということで、今後、平成24年度中に第2次計画として、平成25年4月1日から5年間の地域計画を新たに策定し、環境省の承認を得て事業を進めていきたいと、このように考えております。

なお、先ほどございました一般廃棄物処理基本計画、それから地域計画との整合性というご指摘がございましたので、これらにつきましても今、一般廃棄物処理基本計画につきましては、DBOのアドバイザー業務の中で検証、見直し等々の作業を進めておりますので、それらとあわせて行っているということでございます。以上でございます。

○議長（芝地邦彦） 2番田野議員。

○田野哲夫議員 まず、入札についての急ぐべき理由はという問題であります。谷事務局長から、今年度の工事については520万云々の予算の範囲の中で工事が行われるという話がございました。これだけの金額だけで23年度施工しながら4年半の工事が云々という話から見ますと、本当に急ぐべき理由のための金額なのかどうかというのがどうも合点できません。管理者の方でご答弁をいただきました。

いと思います。

次に、地域計画との関係であります。まず、一般廃棄物、それから広域行政として重要な計画は、広域ごみの汚泥処理施設の整備基本計画、これらもあるわけですが、それらを見ても、変更の状況を見ても、やはりこの10億の施工の事業を行うためには、計画がきっちりと立てられて、整備をされて進んでいっていなければならないというふうに思います。北但行政の組合からいただいた資料の中に、平成22年度の循環型社会形成の推進交付金の申請事務で、環境省に対して総事業費の20億、つまり北但行政の事業費にして60億、マテリアルリサイクルの推進施設として、施設のところまで入り込んでの申請業務がなされているはずであります。

そういうことから考えても、本来これだけの事業の年度を組んでの地域計画がきっちりと進められていなければ、この10億の進入道路への事業計画等もおかしいのではないかという考えが浮かんでくるわけですが、先ほど答弁の中に、24年度中に地域計画の再見直しというお話がありました。地域計画は、一般廃棄物処理計画の上に、さらに環境省との交渉のためにつくられるものであるはずであります。実は議員には配られておりません。ネットには出てくるわけですが、新しい議員には配られたと思いますが、やはり議会がこれを議決案件にするしないの問題があるために、今はしなくてもいいと判断の上での事業だと思っておりますが、そのあたりも含めて答弁をいただきたいと思っております。

それからもう一つは、まだ現在の地域計画の中では仮称の段階ではありますが、やはり北但ごみの施設の名称を使わずに、クリーンセンターの名称のままになっている。こうした重要な名称の部分等についても、きちっとその都度報告をされたり、それから文章に修正をされていったりしていくべき事項がなされていくということが本来ではないのかというふうに思っております。こういうことを考えてみますと、本日の契約案件との関係で整合性に問題があるのではないかと思います、再度、局長もしくは管理者の答弁をいただきたいと思っております。

○議長（芝地邦彦） 答弁願います。

管理者。

○管理者（中貝宗治） 私たちは、例えば用地造成でありますとか進入路の工事につきましては、計画に基づき着実に進めてるわけでございまして、特に問題はございません。むしろわざわざこれをおくらす理由はどこにもございませんので、この議会で議決としてお願いをされると、こういったことでございます。

○議長（芝地邦彦） 答弁願います。

○施設整備課長（土生田哉） まず、地域計画につきまして議決案件であるのかどうなのかというお話がございましたが、議決が必要なものという認識はいたしておりません。当然事業を行う上において、財源等々の手だて、もしくは循環型社会形成の推進に資するために地域計画という存在があるわけでございまして、この部分について、例えば将来的なお約束事項であるとかということではない。ただ、あくまでも計画的に事業を進める上に作成している計画でございます。

それから、施設名称についてのご意見がございました。地域計画の中で9ページであるとか15ペ

ージ、22ページ等には、熱回収施設の施設名称として、あくまでも仮称という付記をつけた上で北但クリーンセンターという名称をつけております。また、リサイクルセンターにつきましても、あくまでも仮称と付記して北但リサイクルセンターと記載をしております。さきの定例会でも、事業の名称についてさまざまなご意見をちょうだいいたしました。確かに事業名称、施設名称等に関する意見についてもご答弁申し上げたところでございますが、23年度の予算の段階から全体事業は北但ごみ処理施設整備事業の事業名称で進めさせていただきたいと思っております。今後、新施設を設置する段階で設置管理条例など正式名称、施設としての正式名称というのは、その段階で確定することになると思っております。それまでの間は仮称の名称もしくは全体事業名称をもちまして事業を表現させていただく。このことについて何ら問題があるというふうな考え方は持っておりませんので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（芝地邦彦） 2番田野哲夫議員。

○田野哲夫議員 私の方からも申し上げたように、今回の地域計画が議決案件でないということは承知はしておりますが、しかし、議会として、この地域計画がどんどんどんどん進んでいくのに、きちりとした報告、議員にも配られないというような状況の中にあつて、本当に認められるべきものなのかどうなのか、報告だけで本当にいいのか。もっと審議の状況を皆さんに公表すべき書類として提出されるべき問題ではないのかというふうに思っておるからこそ言っているわけでありまして。

それから、今回の10億に係る事業の交付金額については、この22年度の循環型形成交付金の事業の20億の交付申請の中に含まれるものなのという疑問があるわけでありまして、その前は1億5,100万円の事業申請であったわけでありまして。やっぱり筋の通る、きちりとした状況というものをつくってもらわないと、議員としては、こういう計画を見ながら整合性を見て、そして議決に臨むものであるわけでありまして、その点、再度答弁をいただいて、終わりたいと思っております。

○議長（芝地邦彦） 答弁願います。

事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 先ほど地域計画における交付金制度の特徴的なものを答弁させていただきましたけども、地域の実情に即した柔軟な計画と予算配分が可能だというふうなことで、地域計画の中で認められた金額について、各年度間については、その年度の前に次年度の要求額を要求していくというふうな形で制度的にはやられておりますので、その枠の中で運用していくというふうなことでございますし、今回の予算につきましても、それぞれこの北但行政事務組合での予算審議をいただいた上で、議決をいただいたものを執行していくということでございますので、何ら問題ないというふうに思っております。

○議長（芝地邦彦） 次に、発言通告のありました5番安治川敏明議員。

○安治川敏明議員 幾つかお尋ねしたいと思います。

まず、根本問題で改めてお尋ねしておきたいのは、用地取得が結局全部できなかったから、今回の契約は3ページにつけた図面のように、黒塗り網かけ部分で、これを除外して契約をするということで、大変わかりにくい契約、私なりに言えば異様な契約であるなど思うんでありますが、改め

敷地造成、進入道路、仮設道路、それぞれの役割と急がなければならなかった理由、先ほど管理者は延ばす理由は一切ないということをおっしゃったが、工事の契約をするのに、一見して図面を見ても、どこからどこまで工事するかわからないというようなものは、通常は管理者においてこれは決裁すべきでない契約書の対応ではないかと思うので、この点について改めてお尋ねをしておきたいと思います。

それに付随して申し上げたいのは、先ほどのご提案の説明にもありましたが、敷地造成は2.6ヘクタールを必要とするところ、わずか0.2ヘクタールを今回の契約対象としておる。さらに、進入路についても860メートル延長に対して540メートル部分のみの契約であると。仮設道路は810だと。こういう説明であります。これの総額が消費税込みで11億3,137万円となるとと思いますが、この敷地、進入路、施設道路のそれぞれの対象契約額はどうなっておるのか。さらに、発注仕様書、特記仕様書によれば、24年9月ごろには用地が取得できるであろうから、その際には追加工事を約定すると、こうなっておる。つまりフリーハンドでこの特別共同企業体ですかね、JVは、契約額は何ぼになるのか、どういう工事になるのかかわかっておって契約したかどうかは知りませんが、随契をあらかじめ予約する契約書になっておると。これは北但行政事務組合の場合も、私の出身である豊岡市の場合も、重大な、かつ多額の契約額の変更等については議決を必要としますが、あらかじめその説明がないままご提案になっておられますが、一体これはどういうことであるかと。これもまことに異様な契約書の対応ではないかと。

先ほどの議員の質問に出来高の予定額をご説明になりましたが、これは多分仮契約書の18ページにある支払い限度額に対応する各会計年度の出来高予定額についてご説明になったと思います。その前に、支払い限度額は、それを下回る額が上げられておまして、大変細かい額になっております。一応この契約額の最終年度である26年度に至っては、1億5,184万500円という極めて細かい数字まで上げられておりますが、それならばお尋ねをしたいのですが、この支払い予定額はそれぞれどういう工事に対応して、こういうことになっておるのか。これは図面を見ても、ご提案になっておる簡単な資料を見ても一向にわからないので、ご説明をお願いをしたいと思います。

さらに、私はちょっと不思議に思いますのは、この敷地造成なんでありましたが、2.6ヘクタールというのは恐らくここに建設されるであろうプラント、先ほどプラントというお言葉がありました。そうすると、DBOでこれはいくんだということでもありますから、DBOの契約の見通しもどうなっておるのか。27年度竣工というからには、単に敷地あるいは進入道路ができたらいいわけではなくて、プラント工事その他の進捗状況をちゃんと把握した上で、我々も今回の契約について、なぜ急ぐべきであったということが納得できるわけでありますから、その点では、このDBOの契約のアドバイザー契約も発注されてるわけでありますから、これについてのご説明も当然あってしかるべきではないかと。また、これの発注時期あるいは契約の予定時期などもあわせてご説明を願いたいと思います。

さらにお尋ねしておきたいのは、用地が大体大丈夫だろうということを見越して、ここをやったんだと、もう確実であるというお話もございました。それであるなら、敷地全体については何遍も

何遍も図面を示されたわけでありますから、仮契約であっても、あるいはその他の契約方法であっても、全体発注額が明らかでなきゃならんと思うんです。そうでないと、確実である用地を予定して全体の図面をかくわけでありますから、それをかかずに契約をするということは、これは全く話にならないことじゃないかなと。そうすると、本議会には、今回の契約額はかくかくしかじかであるが、全体発注予定額はこれぐらいを大体業者と、あるいはコンサルタントと話し合っておるんぞというお話をご報告になってしかるべきじゃないかと。これについては資料も出ておりませんし、総括的な説明もありませんので、改めてご報告を願いたいと。全体の計画が明らかでないのに、この図面を見ると、ぐにゃぐにゃの図面で、どこからどこをどんなふうにするかということがわからんような図面でもって、しかも契約額は細かく細かく計算をしたかのごとく仮契約書がつくられておって、恐らく本日、当局にとって幸いなこととして、議決をされれば、あっという間に本契約に移るんでありましょから、ここで丁寧にご説明願わないと、私たちも大変遺憾なことになるというふう思うんです。

それから、実態的な問題でちょっとお尋ねしておきたいのは、仮設道路の図面をしげしげと見せていただいたんですが、なるほど赤塗りの工事をするんだと。ところが、途中ちよん切れて、また赤塗りが続くということでありますから、現道、坊岡本見塚線といいますか、あそこを使うことになるから、幅3メートルというところなんだろうと。あるいはそうではないかもしれませんが、その現道を使うということは明らかじゃないかと。そうすると、現道については賛成をなされた地域住民の方も、木谷川の入り口の問題と現道は使わないということが前提条件となって、地域としてはご賛同になったというふうに私は伺っておりましたところ、これについてのご説明は一切なしに、もし仮に地域住民の方がご了解になっていないのに、本議会が仮設道路についてのありようを承認して議決をしたということになると大変まずいと思いますので、地域住民との合意形成はどうなっておるのか、あるいはまたそれは完了して協定書でもあるのかと思って資料をお願いをしましたが、資料は出ておりません。何か話し合いをしたような形跡の資料は出ておりますが、賛成したとも反対したとも何ともわからない資料が出ております。この点について、ご説明願いたい。

さらに、木谷川についても、一時つけかえをするんだとかしないんだとかいう話がありましたんですが、今回の場合は、仮設道路が2カ所ですか3カ所ですか、仮の工事用道路の延長で橋がかかるということになっておりますが、この場合の木谷川の川の流れに対する影響、工事による影響、あるいはまた県河川だと思われまから、県との協議はどうなっておるのか。特に竹野川の清流を守ろうというビラも出ておりますので、この点は慎重に取り扱う必要があると。木谷川は一切関係ないと、クローズドシステムであるからして一切水は流れませんよという、竹野町民の皆様へのご丁寧な立派なビラも出ておることですので、ひとつこの木谷川並びに竹野川に与える影響についても、県との協議は一体どうなっておるのか、こういう点についてお話を願いたいと思います。

また、仮設道路につきましては、現道以外のところもちろんあるわけでありますから、用地買収あるいは賃貸借契約等のありようも必要だと思われまから、これについては今までのところ私、

一遍も資料もいただいたこともないし、協議をしているということも聞いたこともないし、予算上どういうふうに取り扱われているのか、これもよくわからない。こういうので、今度の仮設道路の契約の予算の中に入るのかな、業者が払うのかなと思ったり、これはちょっと不思議なことではないかなと思って、仮契約書を大分急いで読んだんだけど、よくわからないんです。これについてもご説明をいただきたいと思います。以上、とりあえずお願いします。

○議長（芝地邦彦） 答弁願います。

事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 工事の発注の時期、さきの議員にもご答弁させていただきましたけども、28年度稼働ということを見据えた上で、今回、用地取得について任意交渉をぎりぎりのタイミングまで努めてきましたけども、そういう中で、あと残り期間の中で整備をしなくちゃいけないということで、本年度着工しなければならないというふうなことを申し上げたとおりでございます。

その中で、それぞれ部分的な工事発注になっているというふうなことでございますけども、この工事につきましては、先ほど追加工事について変更契約の対応をしたいというふうなことでご説明を申し上げましたけども、この工事における工事公告におきましても、それらをそういうふうな変更対象とするような予定で参加申し込みをされた業者の皆さんにはお知らせをして、その設計の概要、数量等もお示しをしておるところでございます。

今回、それぞれの工種ごとの事業量の予定ですけども、敷地、区分、大きく私ども、積算上の関係もあって、作業量のこともあって、3つの区分でやっておりますけども、概算の工事費として、敷地造成に係るものが約4億5,000万円程度、進入道路として5億4,000万、仮設道路が9,000万ということで、大ざっぱに概算として10億8,000万の枠組みの中での積算というふうなことでございます。

このDBOと工事の関係のスケジュールのお話がありました。現在、DBOのアドバイザー業務の中で事業者を決定するべく業務を委託してるわけですけども、当然敷地造成とラップする部分がございますけども、事業者としては25年度の上半期中には決定できるようなスケジュールで進めていただきたいというふうなお願いをしております。

あと木谷川の関係のつけかえ、あるいは仮橋と工事の影響等のお話をいただきました。木谷川の抜本的な改修につきましては、この進入道路についてどのような位置で建設していくかということで地元の方に協議をさせていただいて、あるいは木谷川をつけかえて現況の木谷川のところを進入道路として計画した方がベストな方向ではないかというふうな相談もさせていただいたわけですけども、これには用地のご協力をいただくということが大前提になりまして、そのお願いをしましたところ、ご了解がいただけないということで、今の進入道路の計画になったということでございます。今回、仮橋を3つつくってやるわけですけども、これによって木谷川の流下能力を阻害するような計画ではございません。当然仮橋をつくるに当たっては河川管理者との協議が必要というふうなことで、それらについて協議を行っております。

仮設道路ですけども、これにつきましては、土地をこの工事期間中、私どもの方で借り上げをして提供するというふうなことでございまして、一応仮設道路の予定の権利者につきましては内諾を

いただいているというふうなことで、今後、事業者から実施工程等が出てきた段階で正式な契約を結んでいきたいというふうに思っております。

それと、追加工事の対応ですけれども、当然追加工事でございます、今現在、全体設計から見直しますと約6億円程度のものが追加工事として必要になるのではないかなというふうな見込みを立てております。これにつきましては、用地取得後に改めて変更するというふうなことでございますので、その段階で議決承認が要するというふうなことで認識しておりますので、上程時にはよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

私の方からは以上でございます。

○議長（芝地邦彦） 施設整備課長。

○施設整備課長（土生田哉） 地元との進入路の調整というお話でございます。森本・坊岡区そのもので新施設の候補地として20年4月に決定し、その後、説明会であるとか視察研修、さまざまな協議を重ねて、20年12月2日には両区と地元、北但行政事務組合との間で基本協定が締結できました。実質的な意味でいけば、地域住民の方との合意形成というのは、この段階で基本協定をもって締結、相互に確認されているという認識をいたしております。その後、生活環境影響調査であるとか地形測量、地質調査など、用地買収なども含めてスタートしたということです。

今回発注の進入道路・敷地造成工事につきましても、本年3月もしくは5月に両区の役員さんで構成されております合同検討委員会というところで本工事の概要などもご説明し、それぞれご了解いただいた後、さらに地元への周知方法などについてもご協議をさせていただきました。合同検討委員会でのご意見を受けまして、本年6月16日には両区区民を対象に工事内容などの説明会も開催し、ご意向を伺う機会を設けましたが、格段のご異論もなかったところでございます。さらに、7月25日、説明会での質疑内容などを北但行政事務組合が「かわら版」という形でつくりまして、両区全戸に配布し、ご理解、ご協力をお願いしております。今後、請負業者から実施工程等が提出されました後、地域住民の皆様を対象として、さらに詳細な工事説明会などを開催する予定といたしております。以上でございます。

○議長（芝地邦彦） 5番安治川議員。

○安治川敏明議員 ちょっと答弁をもう少しよく質問を聞いて、やってもらいたいんだけど、先ほど追加契約は6億円ぐらいはあと要るんじゃないかなというお話ですね。現在の契約、敷地の契約が4億5,000万円ぐらい概算してると、こういうことですね。概算というのも変だけどね、積算根拠がどうなってるかなということを思うんで、丁寧に答えられるんだったらちゃんと答えてもらいたいが。0.2ヘクタールで4億5,000万円、これで正しいんでしょうかね。4億5,000万円というのは、全体の工事を予定したうちの大部分であるんで、あと少しだと、こういうことなのかなと思うんですけど。6億円という、敷地造成の工事だけでも現在4億5,000万円なのに、そんな額で足るのかなと思うんですが、敷地、進入路、仮設道路の別に、そういう全体工事契約額をお示しをいただきたい。そうしないと、これはもう一度念のためお聞きしますが、変更契約を議決することは当然ですが、これは随契というよりも本契約の中に、ただいま提案されてる契約の中に既にそれは含まれており

ますと、契約額や造成工事その他の詳細はそのときに明らかになるとしても、随契どころか本契約で承認済みですよと、こういうことになるのかということをもう一度ちゃんとお答えをいただきたいと思います。

それから、追加工事の時期が土地収用が来年の後半には確定するだろうということが明らかなのに、そこまで断言をされるのに、なぜ全体契約をして、それから土地が確定した段階で変更をするというのなら、まだ筋が通ると思うんだけど、これ皆さんは何の疑いも持たずに、もう既によく承知をなさってる方ばかりだから、そういうことをおっしゃるかもわからんけど、この図面を見て、今回どんな工事が行われるか、一見してわかる人はほとんどいないと思います。この敷地造成の契約のところ、どこで区分していいかわからないほどぐにやぐにやの図面が書いてあるんですね。そうすると、全体の工事ができるとしたら何ぼであるという契約をして、しかし、土地がまだ確定していないので、今回はどこまでしか支払い予定しませんよと言うのならわかるけれども、何か確信ありそうなことをおっしゃるが、一方では全体がわからないような契約書の提出、仮契約あるいは説明書の提出だからね。先ほど念を入れてお尋ねしたが、このことについては何のお答えもありませんから、改めてお尋ねしておきたいと思います。

それから、先ほど私が申し上げたのは、支払い予定額がえらい細かく出ておりますねと。ところが、全体が明らかでないので、全体を明らかにした上、各工事別のそれぞれの予定額あるいは契約額を説明していただきたいということを申し上げたんだが、もともとの説明も大体でございますがというお話で、4.5億、5.4億、0.9億ぐらいだというお話だったんで、これはよくわかりませんよということを上げました。それから、今のご答弁でわかりましたことは、仮設道路の用地は内諾を得てるんで、正式に業者が決まったり工法が決まった段階で、ちゃんと契約をしていきたいと、こういうお話であります。この契約の時期なり、あるいはまた予定額ですね、こういうものもご報告を願いたいと思います。

○議長（芝地邦彦） 答弁願います。

管理者。

○管理者（中貝宗治） 全体について契約をして、そのところを留保してはどうかといったご提案をいただきましたけれども、もし私たちがそうすると、安治川議員は多分血相を変えて、自分の土地でもない上に、何でこんな工事をするという契約を結ぶんだとおっしゃるに違いないというふうに思います。何人も自分の土地ではないものについて工事をすることはできないわけでございますので、今回の提案が真つ当な提案であると、このように考えております。

○議長（芝地邦彦） 事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 追加工事の分の6億で、現在、敷地造成分が0.2ヘクタールしかないのに、割合としておかしいのではないかというふうなご指摘でございます。実はなかなか表現が難しかったわけですけども、この0.2ヘクタールという面積を上げましたのが、計画の予定高さまで盛り上がってくる区間が0.2ヘクタールだということでございます。実際に用地の取得の関係で手がつけられない部分というのは、どちらかといえば北側の黒い部分の造成部分になるところでございます。とい

いますのは、実は敷地造成における、土工について切り土と盛り土というふうな土工バランスを考えるわけですが、それを収支を均一、はかる必要がございます。したがって、そういうことを勘案しまして、計画高さまででき上がるのがこの0.2ヘクタールということで、全くさわらないのではなくて、さわってでき上がる部分だけを明示しましたので、こういうふうな値になるというふうなことです。ただ、進入道路等につきましては、これは用地が買収できていない部分の工事影響も含めた部分が用地取得後でなければ手をつけられないというふうな区間でございます。

あと、現在の金額の概略というふうな話をさせていただきましたのは、実は今議会でこの請負の締結の議会承認、議会議決をいただかなかつたら正式な契約ができません。もしそういうふうなことに至らなかった場合には、再度入札に付してというふうなことでございますので、その内訳等については契約締結後、公表するというふうなことで工事公告の中でも掲げているところでございます。

あと、仮設道路の賃料の部分ですが、これについては平成24年度予算の中で計上させていただきたいというふうな考えておる次第でございます。以上です。

○議長（芝地邦彦） 5番安治川敏明議員。

○安治川敏明議員 私の顔色までご配慮いただきまして感謝にたえませんけど、しかし、私の顔色がどうであろうと、私、根本的におかしいと思うんですよ。今、いみじくも管理者がおっしゃったように、自分の土地でないところをそもそも計画図にかき上げて、そしてもう予定をしておるということ自体がそれは、そんなことをおっしゃるんだつたら、それはおかしいわけであって、本来管理者が血相を変えないかん話で、私が血相を変える必要は全くないわけで、私は変だなと思って見てるだけでありますから。

それで、私はあえてお尋ねしますが、こういう実際取得できていない不安定なものがわずか半年だとおっしゃるわけだから、私はそうであることを希望してるわけじゃありませんが、半年ほどでこれは確実なんですよということなんですから、今お尋ねすれば、概算額を公表するのは議決をした後に細かく計算するんですかね、ちゃんと公表しますと。変なことやな、これもと思ひまして、改めて今おっしゃるのであれば、本契約はそもそもそんな不安定なことであるなら、お考え直しが必要なんじゃないかなと私は根本的に思います。

それからもう一つは、さっきも事務局長がお話しになりましたように、複雑な工程をとらなくちゃならんと、計画高まで土を持って上がるのがなかなか今のままではできないから、0.2ヘクタール部分のところだけ計画高まで行きますよと、あとはちょっとそこまで行きませんという図面ですと言いますが、それがどこなのか、さっぱりわからないということでもありますから、もしご説明がちゃんといくのであれば、この図面は差しかえて、私のような者にでもよくわかるようにしていただかないといかんのじゃないかなと思います。いかがでしょうか。私は、これを見る限り、0.2ヘクタールが4億5,000万円で、あとまだ2ヘクタール以上のところが極めて安くできるんだという契約書にしか見えませんから、変な契約書だなと思った次第であります。改めてお尋ねをしておきます。

それから、DBOとの関係なんですが、一体このアドバイザー契約というのが25年の上半期に契約ができるように期限を振っておるといふふうに先ほどお聞きをしました。そうすると、敷地造成あるいはまた道路をつくる対象物である、成果物である、この上に何が建つのかということが見通せないまま、これだけの敷地、これだけの道路、これだけの工事が必要だということを我々が今審査していることになっていきますが、そんなことでいいのかなと、随分長いアドバイザー契約だなど。むしろの中には、先ほどの議員もお尋ねになっておられました廃棄物処理基本計画の見直しという部分も含んでおいて、これはしかも豊岡市、香美町、新温泉町の基本計画の見直しと同時進行である。その帰結としては、この上に建つであろう施設の規模、機能、能力なども見直すのか見直さないのか、今日に至るも住民に配る説明書には、炉が2基で174トンでござるということになっています。そのまま予定しておくということによいということなのかどうか。私は、本来は廃棄物処理基本計画の見直しを明示して、そして全体構想を明らかに議論した上で、この契約に至るとというのが筋道ではなかろうかと思うんですが、総論のところはよくわからない、各論になってもわからないと、こういうことではございますので、もう少し丁寧なお答えをいただきたいと思います。

なお、木谷川及び仮設道路の地元協議なり県協議なりについての結論は、文書協定その他になっておりますかどうか。あるいはまた何月何日のどこで、どんな合意が成立しておりますということをおっしゃれるかどうか、これについても改めてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（芝地邦彦） 答弁願います。

管理者。

○管理者（中貝宗治） そもそも人さまの土地であっても、計画自体をつくりませんと、どこを買うべきか確定しませんので、計画をつくること自体は何らおかしいことではございません。しかしながら、工事ができるかどうかは、その工事をする権限を、権利を取得しておりませんとできませんので、仮に議員ご提案のようなことをするとすれば、それは実は契約としての実効性はないものについて議会の承認を得るといふ、極めておかしいことになってしまいます。かつ、先ほど来、なぜ急ぐのかとおっしゃいますけれども、そうではございませんで、むしろ私たちは十分おくらせてきている、このようにぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（芝地邦彦） 事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 図面が、お出ししました敷地造成の工事の平面図における図示の仕方が見にくいということだったんですけども、改めて説明をさせていただきますけども、今回0.2ヘクタールというのは、ここで旗上げをしておりますけども、この青地に黒く斜線、メッシュが切っておりますけども、この部分が土工収支をした上で計画高まで立ち上がる区域というふうなことでございます。ちなみに、この周りののりなんかを見ていただいたらわかると思いますけども、切り土のり面になってますけども、緑であるとか水色ということで、これは既にこの工事区間内で完成する断面になっているということで、すべて完成する部分については着色をいたしておりますけども、完成しない部分については、そういう表現をさせていただいてるというふうなことでございます。

それと、概算額というふうな表現を使いましたけども、議員のおっしゃるのは設計額の部分での

お話をおっしゃってるんじゃないかなというふうに思いますので、設計額につきましては、今後改めて入札を執行しなくちゃいけないという状況に陥ったときに、それを明らかにするというふうなことは、今回、最低制限価格等も設けてやりましたけども、そういうところまでお教えするというふうなことになりかねませんので、そういうことを差し控えさせていただくというふうなことでございます。

それとあと、計画もないのにこの2.6ヘクタール云々というお話でございました。実は平成21年度におきまして、この施設整備の基本設計書ということで作成をさせていただきました。これらによってこの2.6ヘクタールという敷地が必要だというふうなことを位置づけおきますので、こういう計画を持って敷地造成を行うんだというふうなことでございます。

県の方との河川協議の話ですけども、河川にこういうふうな橋梁をつくる場合に、河川側の断面をどういうふうにとるのかというところ辺、どういう位置に設置するのかというふうなことが協議になるかと思えます。したがって、そこら辺についてどういう、例えば確率年、10年に一度に来る雨に対して断面を決定するのか、そういう河川的な余裕高をどういうふうにとっていくのかというふうな議論をされるわけですけども、そういうことについては基本的にはもう既に協議は調ったということで、最終的に申請書を県の方に提出するというふうなことのみに残るとというふうなことでございます。これにつきましては、最終的には議決いただきましたら、12月でも申請をしていきたいというふうに思っております。

あと、地元の部分ですけども、個別にそれぞれ仮設道路あるいは進入道路等についても、合同検討委員会等を踏まえました中で地元の方にお流しをしておりますけども、このことに関して協定を締結したというふうなことはございません。

○議長（芝地邦彦） 次に、発言通告のありました13番峰高正行議員。

○峰高正行議員 失礼をいたします。さきの議員の質疑の中で、私の質問の大部分は理解できたつもりでおりますが、確認もございますので、ちょっとご質問をさせていただきたいなと思えます。

まず、今後の工事についてですけども、残りの工事を変更契約で行うということの答弁がございました。言ってみれば10億の工事をすれば、残り6億の工事と一緒についてくるというような意味合いだと思うんですけども、この残りの変更契約については、最初に契約した工事の割合というんですか、大手が55%、残りの45%というか、15%、15%、15%以上を地元業者が受注をすると、そういう工事割合で変更契約がなされるのかという点をお尋ねをしておきたいと思えます。

それから、今回の工事ですけども、質問通告にはなかったんですけども、開札結果ですけども、できましたら予定価格と最低制限価格、これを教えていただきたいなというふうに思うんですけども。と申しますのは、変更契約における競争性の維持といいますか、なされてる変更契約がどのように正確な金額というか、正当な金額であるかということの率というんですか、見積もりから算出した率を用いていただかないと、要するに変更契約自体が非常に高額なものになるんじゃないかなというふうな気持ちがありますので、そのあたりをできたら教えていただきたいと思えます。

それから、仮設道路についてですけども、仮設道路は、すべての工事が完成した後、どのように

されるのか。橋などは撤去するのかもしれないのか。そしてまた、仮に撤去するとしたら、今回の工事の価格の中にそれらは含まれているのか、お尋ねをいたします。

次に、工事中の木谷川への影響なんですけれども、当然大型工事でございますので、濁り水等が川の中に流れるんじゃないかなという心配をしております。その辺の対策はどのようになされているのか、お尋ねをいたします。以上でございます。

○議長（芝地邦彦） 答弁願います。

事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 今回受注をされました竹中土木・徳網・但馬土建・山口工務店の特別共同企業体における出資比率ですけれども、竹中土木さんの方が40%、徳網建設さん、但馬土建工業さん、山口工務店さんがそれぞれ20%の出資割合ということでございますので、こういう出資割合に応じて、変更契約に対してもそういうふうなことになるというふうなことでございます。さきの定例会でもご説明申し上げましたように、工事の施工について仮設道路を施工するにも狭隘な谷筋であって、かつ事業に理解いただけない用地もあることから、道路幅員が3メートル程度しか確保できません。建設機械の離合にも支障の生じる箇所があります。そのために複数業者での仮設道の利用は困難であり、分割発注した場合には、さらに複雑な工事調整が必要となり、一括発注したという経過がございますので、ここで新たに業者を入れるということは、こういう理由からも難しいということで、変更契約という形での対応をお願いしたいというふうなことでございます。

それと、予定価格、最低制限価格についてのお問い合わせもありました。先ほどの議員の質問の中にもありましたように、今回、この請負契約について議決をいただいた後に、これらについても公表していくということで、これが再度入札に付さなくてはいけないというようなこととなりますと、入札の支障になりますので、締結後の公表ということで差し控えさせていただきたいというふうに思います。

それと、仮設道の取り扱いについてご質問をいただきました。工事完了後の仮設道路の取り扱いにつきましては、仮設道路と本設の道路、進入道路が重複する区間につきましては、工事中に仮設道路の断面から進入道路の完成断面に変更していきます。その他の区間の仮設道路あるいは仮設橋につきましては、工事工程上不要になった段階で順次撤去し、原形復旧をいたします。なお、撤去に要する費用につきましては、この工事の中に含んでおります。

あと、木谷川への影響ということで、工事中の濁水についてご心配をいただきました。工事中につきましては、谷部にふとんかごの堰堤を設けるほか、編さくを設置して土砂の流出防止を図るとともに、工事中に発生する濁水は洪水調整池及び仮設の沈砂池に集水し、土砂の沈砂を行った後に木谷川に放流することにしております。

生活環境影響調査をやったわけなんですけれども、その予測評価においても日常的な降雨で発生する工事中の濁水については、上記の対策を行うことで木谷川のSS、浮遊物質濃度なんですけれども、濁りの部分ですけれども、40ppm、リットル当たりのミリグラムの単位になりますけれども、と予測しており、環境保全目標である生活環境に著しい影響を与えないことを満足する結果となっております。

なお、環境保全目標である生活環境に著しい影響を与えないこととは、水稻の正常な育成のために望ましいかんがい用水の指標として利用されている農業用水基準のSSが100ミリという、100ppmというふうになっておりますけれども、それを基準としたものでございます。

また、洪水調整池及び仮設の沈砂池に濁水処理フィルターを設置するとともに、工事区域を区切って施工することや、掘削等を行ったのり面に対しては早急に植生工を実施することにより、さらなる濁水の流出防止に努めてまいります。工事の施工に際しては、環境保全目標を遵守するよう特記仕様書にも明示しており、濁水の流出防止については業者の指導も徹底していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（芝地邦彦） 管理者。

○管理者（中貝宗治） 最低制限価格について局長が持って回った言い方をしましたが、要はこの後、議決がなされますので、否決をされた場合、再度入札をする必要がございます。この議会で事前にお話をしてしまいますと、理論上可能性があるわけでございますので、すべて手のうちをさらしてしまうことになるということから、後日にさせていただきたい、こういう趣旨でございます。

○議長（芝地邦彦） 13番峰高正行議員。

○峰高正行議員 ありがとうございます。最低制限価格についてはよく理解できましたので、大体これを見ると、落札と失格というところの間の数字ですから、大体想像はできるわけですが、やはり変更契約の場合、一番問題になってくるのは、どうしても価格の正当性といいますか、我々、一般に思いますのに、随契というのは非常に高くつくんじゃないかなということだけを心配しております。適切な価格での発注をお願いしたいというふうに思います。

それからもう1点、今回落札した業者が竹中土木さん、それからあと残りの3者は豊岡市内の業者さんばかりです。そういった点で、新温泉町や香美町さんの業者さんからしましたら、変更契約ということで今後、竹中のJVに発注するということだと、なかなか入札への機会がなくなるということになってしまうんじゃないかなということが思われます。その点で、例えばJVの頭は竹中土木にして、中のJVの組みかえということではできないのかということですね。そういった点、ちょっともう一度お尋ねをしておきたいと思います。

それから、工事中の濁水の対策については十分注意されてることなんですけれども、例えば円山川なんかで工事をしますと、円山漁協さんがよく監視船などを出して、それに対する補償云々というような問題もあるようなんですけれども、今回の工事に関しては、そういった漁業補償等の問題は出てこないのか、あるいはそれらも含めた金額で発注がなされているのか、以上、お尋ねをいたします。

○議長（芝地邦彦） 答弁願います。

事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 追加工事に関して代表の竹中土木さんを中心として構成員さんを変えることはできないのかということですので、これは特別共同企業体の別会社ということになりますので、改めて何らかの入札に付さなくてはいけないというふうなことになります。先ほど申し上げました

ように、こういう状況ですので一括発注ということになりますので、それはなかなか難しいことだというふうに思っております。そのほか、構成員が豊岡市ばかりになったという結果もそうですが、当初はいろんな香美町、新温泉町の業者の方も参加をされておったわけですが、結果としてこうなってしまったというふうなことでございますが、地元配慮という意味で下請の割合を20%以上というふうなことも付記しておりますので、それらを強くそういうふうなことにお願いをしていくというふうなことになろうかというふうに思います。

あと、漁業補償というふうなお話でございます。当然私も、そういうふうな補償が生じるような工事をあくまで前提として考えてないということで、いろんな対策を講じております。竹野川漁協というところが窓口で、過去何度もお話をさせていただき、説明もさせていただいております。もしそういうふうな事態になった場合ですけども、当然そこは業者等を含めて相談させていただくというふうなことですけども、現在、設計書の中にそういう漁業補償を含んだ設計書になっているかと申し上げますと、そういうふうなことになってないということでございます。

○議長（芝地邦彦） 13番峰高議員。

○峰高正行議員 どうもありがとうございました。ぜひ地元業者への参入の機会をふやしていただきたいなと思います。それだけをお願いしまして、質問を終わります。

○議長（芝地邦彦） 次に、発言通告のありました10番谷口功議員。

○谷口 功議員 重ならない範囲でお聞きをしたいと思います。

私も、地域の皆さんが理解や合意を示した上で事業は進めるべきだということを繰り返し申し上げてまいりましたが、この間に竹野地域の住民の方からも異論があるというチラシが配布されたと、先ほども既に議論がありますが、そういう段階で、さらに用地買収が完了していないこの時期に、どうして工事請負契約かという疑問を持ちますが、その点でのお考えをお示ししたいと思っております。

それから、地元協議の問題では、とりたてて大きな問題はなかった、同意をいただけたというお話でしたが、例えば工事車両が1日どの程度出入りするの、あるいは重機もたくさん使うという話がありましたが、大型のものを使うという話がありましたが、そういう騒音はどの程度で、どういう状況が想定されるので理解を願いたいというふうな説明はされたのでしょうか。その点も、ここでもう一度地元の皆さんに説明されたような内容をお聞かせをいただきたいと思っております。

また、農作業や、あるいは生活にも極めて狭い、狭隘な道路を使用しているわけですが、これらとの影響はどの程度考えられているのでしょうか。その点も説明をいただきたいと思っております。

それから、図面がわかりにくいというお話があったんですが、私も全く同感なんですが、例えば先ほどから言われておりますが、地元事業者への仕事の機会をつくるためにも、これほど細かに、例えば進入道路だけ見ても事業年度が細分化されています。明確に事業量も、あるいは事業年度も区分されているのに、どうしてこれが一括発注でなければならないのか。この図面を見て、率直にそう思いました。これだけ年度も区域も明確に区分するならば、分割発注できるんじゃないかと。何も大きな事業者でなければ仕事ができないわけではないと。国道でも道路建設に参加しているのに、

なぜ私たちにその機会が与えられないんだろうかという疑問も、ある事業者の方にご相談申し上げたら、そういうご意見もありました。ですので、その点も説明をいただきたいと思います。

それから、先ほど既に説明があったんですが、改めてこの仮設道路の使用期間というのは地元の方とは約束がされているのでしょうか。

それから、これも先ほど議論がありましたが、相当な量の切り土ができるわけですが、この工事区域外に持ち出す土量というのがあるのでしょうか、ご説明をいただきたいと思います。

○議長（芝地邦彦） 答弁願います。

事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 私の方からは、なぜ一括発注かというふうなこともお尋ねいただきました。

これは先ほどの議員のご質問にもお答えしてますように、地形上、複数の業者が入って行って工事をするということが事実上困難だというふうなことであります。したがって、今回については一括発注することにしておりますけども、それ以外に発注の形態として4者の特別共同企業体というふうなことで地元の業者に対して配慮したこと、あるいは下請業者の施工比率を20%以上としたこと、あるいはそのほか飲食等の提供、事務用品等を構成市町内で買うというふうなことの条件を付して入札したということでご理解いただきたいというふうに思っております。

それと、仮設道路につきましては、これ最終の26年度まで必要だというふうに思っております。したがって、その期間、仮設道路を設置して、それ以降については撤去していく等をやらせていただきたいというふうに思います。

あと、土工の関係でご質問をいただきました。切り土の土の持ち出しはあるのかというふうなことでございますけども、土工につきましては、発生土、切り土したものを盛り土に転用するというふうなことで、土量のバランスをとるようにしております。しかし、当初の段階で、これ最初に図面を見ていただきましたら、黄色い線が主要地方道日高竹野線から入っていくわけですが、その段階で山を切っていくような工区間が発生します。そこで、全体の仮設道路ができてない状況で切り土をする必要がありますので、そのときについて約930立米ほどになりますけども、これについては一部残土処分と排出するという計画をしておりますけども、それ以外については現場内で収支を図っていくというふうな計画にいたしております。

あと、交通量の説明で、実はこの工事につきましては、生活環境影響調査によって騒音であるとか振動であるとか排ガスの状況というのは予想評価してるわけですが、最大で建設機械における交通量というのは1日当たり100台程度が見込まれるのではないかなというふうに予想してます。ただ、これにつきましても、標準的な工事を進めるに当たっての考え方に基づいて最大限になるような予測をしておりますけども、今後、業者等の実施工程で再度検証する必要があるかと思っておりますけども、こういうふうな内容で地元の方には説明はさせていただいております。ただ、具体的に工事説明会というのを今後、業者が実施工程をつくった段階でする必要がございますので、その中で改めてそういう内容についても説明させていただきたいというふうに考えております。

○議長（芝地邦彦） 10番谷口議員。

○谷口 功議員 局長は長い間、事業畑にいらっしゃった方ですからね、本当にいわゆる共同企業体と単独で受注する企業体とでは大きな開きがあるということは十分ご承知だと思うんですね。それで、地元の方が入る機会が、こういう道路を建設する場合に、局長は他の事業と工事車両などが重なるから一括発注の方がいいんだということをおっしゃるけど、事業年度が明確に、事業区域も年度ごとに区分されてるわけでしょう、進入道路は。そうすると、重なるという意味合いが私にはよく理解できないんですよ。年度ごとに明確に区分されている事業区間で、その事業であるなら地元業者で十分対応できるんじゃないかと単純に思うんです。事業者の方もそうおっしゃっておられますよ。ですから、なぜ殊さらに一括発注にこだわられるのかがむしろ疑問なんです。ぜひその点はわかりやすくご説明をいただきたいと思います。

地元との問題は、生活環境影響調査でももう既に示しているもので、何の問題もないんだということでしたが、本当にこれだけ狭隘な、ふだんの日常生活上も、例えば農作業車と、いわゆる乗用車と交互に行き交うのも大変だというような地域ですからね、本当に大丈夫かなというふうに思うんですけれども、本当に地元の皆さんがそういう具体的なイメージを想定できるようなご説明があつて了解をなされたのか、私はちょっと何だか地域の道路事情を見ておりますと極めて心配になるんですが、その点もう一度確認をしておきたいと思います。

○議長（芝地邦彦） 答弁願います。

事務局長。

○事務局長（谷 敏明） なぜ一括発注にこだわるのかということですが、部分的に小刻みに工区、期限を切ったのは、施工量としてこうせざるを得ない、あるいは未買収の土地があるがために、こういうふうにして切って工程を進めなかったら進められないというふうな必然性があつたために、こういうふうな分けになったということでございます。要はもっと早い段階にご理解をいただいて用地が取得できれば、そのようなことはなかったかもわかりませんが、今のぎりぎりまで任意交渉に努めていった結果、仮設道路をこういうふうにつくってやっても、なおかつぎりぎりのタイミングになってしまつてるといふような状況の中から、一括発注にせざるを得ないといふようなことです。

それと、仮設道路のあり方ですが、当然私ども、この工事によって地元に対して影響が全然ないといふようなことは思っておりません。できるだけ影響のないように努力をしていきたいといふふうなことで、仮に仮設道路として用地をご提供いただける方がふえれば、もっと幅づけをして離合ができるような構造もあわせて実施もしていきたいといふふうに思っておりますので、できるだけそういうふうな幅づけをしてやるのが地元の方々にとっても有益なことになるかと思っておりますので、その部分については改めてまた地元の方にご協力いただけるようお願いしていきたいといふふうには思っております。

○議長（芝地邦彦） 10番谷口議員。

○谷口 功議員 事実として、これだけ理由はいろいろあるにしても区分されるわけですから、それに基づいて発注をするわけでしょう。用地が取得できていないことも含めて発注をするわけですから、

それならそれにふさわしい工区を設定して、地元業者の皆さんに少しでも恩恵があるように配慮するのが当然だという議論は、既に何度も繰り返されていたんじゃないでしょうか。

○議長（芝地邦彦） 答弁願います。

事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 先ほど議員からも質問がありました、土工収支はどうなってるかというふうなことですけれども、これ事業全体で土工収支のバランスをとっております。工区ごとにいきますと、土工収支のバランスはとれません。したがって、そのとれない部分は、切り土が多いところについては他の工区へ持って行って盛り土に流用するというような、工区間の相互調整が必要になってきます。したがって、より複雑な工事になり、なおかつ工期間が長くなるというふうなこともございますので、そういう点からも一括発注というふうなことで決定したということでございます。

○議長（芝地邦彦） そのほか質疑はありませんか。

6番伊藤議員。

○伊藤 仁議員 何点か確認させてください。

まず、今回、敷地造成契約で年次計画が立てられております。残りの用地については追加で発注されるんだというような議論がされております。今後、土地を所有して追加工事に入るわけですが、今の年次計画に影響が出てこないのか来るのかということが心配されます。今回の計画は余裕を見た計画だというふうに理解をすればいいのか、どのように私たちは理解したらいいのでしょうか。

それと、出資比率のことが出ておりました。竹中40、徳網20、但馬土建が20、そして山口工務店が20だということです。この特別共同企業体の資本金といたしまししょうか、出資金についてもお答えください。

それと、地元の配慮についてお尋ねをいたします。構成市町内の企業に対して契約金額の20%以上、下請人として発注するということになっております。今回の入札要項の中にも、積算内訳書が提出されているはずですが、今回落札された企業の方は、どのような内容で、どのような工事を下請業者に発注されるというふうな予定を立てられているのかお答えください。

○議長（芝地邦彦） 答弁願います。

事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 年次計画、追加になった場合に変更があるのか、余裕があるのかということですが、現計画の中で今、本契約しようとしてます契約内容で割り振ると、こういうふうなことになるということです。変更契約で追加された場合に、問題となるのが用地取得の時期だと思えます。今の予定では24年度の上半期までに用地を取得するという目標でいけば、この工程的には特に問題は生じないんじゃないかなというふうに思っております。

それと、出資金の割合ですけれども、出資金が幾らということじゃなくて、その特別共同企業体の中でどういうふうに取り扱われるかわかりませんが、その出資に対する割合だけがこちらの方で来てるということですので、どのような経理をされるのかというのはちょっと把握いたしていません。

それと、あと地元の配慮の部分での下請予定についてですけども、それぞれ工事の内容ごとに一応見積もりという形で提出していただいております。具体的には、今後、契約締結後、進入道路、敷地造成の協定書というものを結ばさせていただくように予定をしております。その中で具体的にどのような下請契約なりをするのかということら辺も明らかにさせていただくというふうなことでやっておりますので、今の条件であります20%以上というものを確認をしていくというふうなことでございます。現在、どこに、どういうふうな下請契約をするというふうなことは、前提としては一切明記はされておられません。工事の内容としては、こういうふうなものを予定してるというのは提出いただいておりますが、そういうふうなことでございます。

○議長（芝地邦彦） 6番伊藤議員。

○伊藤 仁議員 まず、敷地造成の年度計画です。これにつきましては、まだ未使用土地がたくさんある中で、計画どおり来年度上半期に取得できれば、この計画どおりで進むんじゃないかというお話でありました。となりますと、この部分も見越した今回は計画だと、年次計画を出したんだという理解でいいのか、再度お尋ねをします。

続きまして、地元の配慮なんですけども、こういった工事を出しますよということで今回は提出をいただいたと。だから、これが20%以上となりますと2億以上ですよ。その工事が2億以上に当たってるのかどうかということも、その審査の中で確認をしておかなあかんことだろうというふうに理解するわけですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（芝地邦彦） 答弁願います。

事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 年次割合、用地取得後、先ほど変更契約で概算として6億程度予定をしてるというふうなことで、変更契約をしたときに改めてまた年度割りの契約額というのは変更になるというふうなことでございますので、今のままでいきますと、当初契約に対する割合としては何ら今のままでいけるんじゃないかというふうに思っております。

それと、あと20%というのは入札のときに、例えば竹中土木さんの方で出されてるのは、下請としては2億2,800万余りというふうな金額を予定してるというふうな見積もりが出されておりますので、これらをもとに今後協定をさせていただくというふうなことだと思います。

○議長（芝地邦彦） 6番伊藤議員。

○伊藤 仁議員 2億を超えてる見積もりだということです。また、その辺は本契約なり最終的には契約ですので、しっかりと確保していただきたいというふうに思います。今お話しになってる2億2,800万の積算概略書ですか、その金額は契約締結後の下請発注を拘束するものではないですよということもうたわれております。これの意味することをちょっとお答えください。

○議長（芝地邦彦） 答弁願います。

事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 現在、この積算内訳ということで参考的に資料として添付して、確認する意味で、そういう2割以上の契約の意思があるのかどうかという確認する意味で見積書を提出してい

ただいてますけども、今後、実施の段階において、どの部分を、例えば業者間で直接施工される部分も当然出てくるでしょうし、そういう下請契約で実施していただく部分というのは煮詰められると思いますので、あくまで私どもの方は20%以上の額の話でお願いをしておりますので、そのことによって確認をしていきたいというふうに思っております。

○議長（芝地邦彦） そのほか質疑はありませんか。

15番古池議員。

○古池信幸議員 15番、古池です。かなり重複をいたしましたので、残余の部分についてお尋ねします。

まず、監査事務局長さんにお尋ねします。このたび住民監査請求が提出され、各1市2町それぞれ有効であるということが確認されました。豊岡市では既に監査委員会から評価というんですか、それへの回答が提出されましたが、新温泉町及び香美町においてはいかがなんでしょうか。その進捗状況をお尋ねいたします。これは住民との関連でね。

○議長（芝地邦彦） 議案の中から逸脱しておりますので。

○古池信幸議員 最後まで聞いてください。実際にこの工事をするという事は、監査請求の事柄を見ていただいたらわかりますが、計画に疑問があるということでの監査請求だったんですよ、事業計画に対してね。ですから、今回の特に10億を超えるこれがまさに事業に入ろうとしていることから、全く関係はないということではなくて、十分にこの議案と関係のあることであると私は認識しておりますので、こういう質問をいたしております。監査請求の中身を思い出していただきたいと思えます。

それからその次に、住民の合意が大切だと、先ほど谷口さんも質問されております。私も、このことは一番大事なことで、特に森本・坊岡地区を選定委員会で選定された寺嶋委員長の委員長報告、選定をした理由と、その中に、ただし、今後の建設推進に当たっては地元区の要望を踏まえて、隣接区等への理解を深める最大限の努力が必要でありますと、こう明記されております。それから、隣接区の一つであります林区というのがあります。この林区の方からは、本年の10月3日付で中具管理者あてに質疑書が出されております。この文書を読みますと、1市2町のごみ・汚泥処理施設建設が坊岡地区に建設されることにつき、当地区は建設反対を議決し、中地区にその件を相談し、区民の心配事を解決していただくようお願いいたしました。その回答もいまだにきておりませんと、こういう区長名のこと書いてあります。これへの対応はどうだったのか。

また、同じ隣接区では御又区というのがあります。ここもやっぱり住民が大変心配をされておりますが、いよいよこの契約案件を出されるまでに、御又区に対しての選定委員長がおっしゃった地元区民、隣接区の了解を得る最大限の努力をということについては、どういうことが行われたのか。それぞれの2つの隣接区に対して具体的な説明というんですか、協議の日時及び相手方の参加人数、これらをご答弁いただきたいと思えます。

○議長（芝地邦彦） 答弁願います。

暫時休憩します。

休憩 午後2時31分

再開 午後2時34分

○議長（芝地邦彦） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

古池議員に申し上げます。ただいまの発言の内容等につきましては、本議題外にわたっての質疑の範囲を超えておりますので、もう一度質疑をお願いしたいと思います。

○古池信幸議員 大変遺憾な議長采配であります。先ほども申し上げましたが、当然のことだというふうには思っております。この事業のいよいよ図面上のものから実際の土地への工事の車両が入る、あるいは土砂が動く、そういうふうなことになるわけでありまして、その概要が10億7,800万という金額あるいはジョイントを組まれた4者の会社名が書かれているということでありまして、内容はまさに工事が今まさに動く、この最初の一番大きな議決事項でありますから、住民監査請求が事業計画についてどうなんだということで、まだ監査の回答が出ていないと私は承知しておりますが、念のために事務局長に監査結果は1市2町、3つの自治体それぞれ出ましたかという質問、当然の質問じゃないでしょうか。そういうふうなことを言っておるわけです。

もう一つは隣接区の話、これも森本区長、オーケーをされた区の区長さんも、同じように隣接区への対応をきっちりとしてくれというふうに書かれた文書が出されておりました、この森本区の受け入れの条件の柱が3つあります。これは環境関係、地域振興関係、それから周辺地区関係、この3つの大きな柱の一つが隣接区ですね。それで、3番目のこの隣接区の総意を、区としては反対だという総意があると。これらを見捨てて当地区が施設建設の進めを進めることはできないので、必ず周辺地区の理解を得ることというふうに書いてありまして、周辺地区の理解があつての前提でこの契約ができるということにはならないのですか。私は、絶対それは必要最低限の契約を結ぶまでの条件であるということから質問をいたしておるわけでありまして。

○議長（芝地邦彦） 答弁願います。

管理者。

○管理者（中貝宗治） 議事のルールはぜひ守っていただきたいと思いますが、このまま誤解を皆さんに持たれてもらっては困りますので、答弁させていただきます。

隣接区の同意を得ることという文章は、内部で検討されたとはお聞きいたしておりますけれども、私たちの方には文書で出されておられませんので、この点についてはぜひご理解ください。

○議長（芝地邦彦） 答弁願います。

○施設整備課長（土生田哉） まず、事務監査請求ということでございますが、地方自治法75条に基づき、豊岡市、香美町、新温泉町、それぞれの監査委員に対して監査請求書が出されたということは承っております。豊岡市につきましては、その事務もすべて終了したということも私ども聞いております。北但の議場におりますのは北但行政事務組合の監査事務局長として存在しておりますので、ここには申しわけございませんが、香美町の監査事務局、それから新温泉町の監査事務局は在籍いたしておられませんので、その審議の過程がどうなっているのかということについては、北但の議場でお答えのしようがございませんので、ご了解をいただきたいと存じます。

それから、先ほど申し上げました隣接区への説明というものにつきましては、管理者が申し上げ

ましたとおり、森本区において総会の中でそういうご意見があったということは承っております。ただ、北但の方に直接文書で要請をいただいたこともございません。それから、先ほど林区との協議というお話もございましたが、林区さんにつきましては北但の方から、せんだって文書として区に対して、区長さんに対して文書でお返事をお返ししております。御又区というところからの直接的なアプローチについては、それぞれ事業説明会、生活環境影響調査を区域単位で説明会等々開催をいたしておりますが、区として公式に何らかのご意向を承ったということは存じ上げておりません。国道178号線沿いに施設整備に反対するというふうな看板で御又区という名称が書かれておりますけれども、あれは区でお立てになったものではない。あくまで区民の方の有志であるのか、そのような方が設置されたというふうに承っております。以上でございます。

○議長（芝地邦彦） 15番古池議員。

○古池信幸議員 管理者も今の土生田さんも答弁が事実と違うということだけのご指摘します。と申しますのは、私の手元にある森本区長、筑本壽晴氏は、平成20年4月15日に、あて先、北但行政事務組合管理者、中貝宗治様ということで、先ほどの3つの条件が記されたものを出されておるわけです。だから、私は、そういうものを受け取っていないという、とんでもない答弁、これは事実誤認も甚だしい。それから、林区の区長、岩田正秋さん、本年10月3日、これも北但行政事務組合管理者、中貝宗治殿に質疑書を出されております。どちらもこの北但行政事務組合の管理者あてに出されておるわけでありまして、その管理者の手元に来てないというのでは、それは事務当局、一体何をしてるんだということになるかと思うんですね。そここのところは大変重要な問題であります。調査して、ご答弁いただきたいと思えます。

○議長（芝地邦彦） 管理者。

○管理者（中貝宗治） この施設の受け入れに当たってお互いどういう責務を負うのか、あるいはどういう努力義務を負うのかということについては、基本協定の中に定められておりまして、この基本協定の中での議論は、議員ご指摘のようなことは一切議論になっておりません。そして、お互いの守るべき事柄については、この基本協定が基本である、このようにぜひご理解賜りたいと思えます。

○議長（芝地邦彦） 施設整備課長。

○施設整備課長（土生田哉） 議員が先ほどおっしゃいました森本区長の名称の部分につきましては、それは「(案)」という付記が後ろにされておりませんか。私どもが承ったときには、森本区の総会の資料の中で、そのような資料がご提供されたということは聞いておりますが、それは森本区内の自治に関して区内で協議をされた書類と承っております。それから、先ほどおっしゃいました林区長からの文書というのは、私どももいただいております。それで、せんだって質疑書についての回答文書というのは、もう既に林区長の方にお届けをいたしております。以上でございます。

○議長（芝地邦彦） そのほか質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芝地邦彦） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

15番古池議員。

○古池信幸議員 今、質疑もさせていただきました。残念ながら、すれ違いの答弁というふうには思わざるを得ません。ぜひ、現に反対者もおられる、そういう地域であります。今回の工事請負契約締結については継続審査とすべきであるということで、動議を提出させていただきます。

○議長（芝地邦彦） 動議の賛同者はございますか。

（賛成者挙手）

○議長（芝地邦彦） それでは、ただいま出ました動議について賛否をとりたいと思います。

ただいまの動議に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（芝地邦彦） 起立少数につき、動議は取り下げとなります。

ほかに討論はありませんか。

5番安治川敏明議員。

○安治川敏明議員 本契約につきましては3点ばかり異論がありますので、申し上げたいと思います。

第1は、住民の合意ということについては、一番大事な契約でありますから、これがないまま今日仮契約が行われたということは、まことに遺憾であります。

第2に、それに基づいて用地買収が、かつて例のない焼却炉を含む焼却施設の用地としては全国初の収用申請が行われたと。収用手続きも粛々と行われているようでありまして、来年後半には、これまた粛々と用地は確実に確保されるというご答弁もあった。ならば、なぜ今日かくも異様な説明書を付した契約案件をご提出になったのか、私は理解することが結局できませんでした。

それから、第3番目に、なるほど契約額を算出根拠も予告するというのはまずいということはあるでしょうが、しかし一方、本体の予算、全体の予算の規模をきちんと根拠を上げて示す契約上の義務があると思いますね。ところが、お聞きするところ、さまざまなことをおっしゃるが、結局は全体契約額、それからまたDBOを見通す契約額などがほぼ不明のまま、今日10億何がし、しかも消費税を含めば11億を超える額が契約をされるというのは、極めて遺憾であると。したがって、古池議員とも休憩時間に相談をして、この質疑を通じて明確になればよいけれども、明確にならなかった場合は、議員の良心に照らして、委員会もない議会であるから、慎重審査を2月定例会まで行うということが一番念の入った議会の態度ではないかということで、古池議員にお願いをして動議を提出いたしました。ただいま賛成少数だという残念な結果でありますから、残念ながら本議案については否決の態度を申し上げなければならないと、こういうことでもあります。以上です。

○議長（芝地邦彦） ほかにありませんか。

13番峰高議員。

○峰高正行議員 ただいま議題となっております第11号議案工事請負契約の締結について、賛成の立場で討論をさせていただきたいと思います。

本案は、いよいよ北但ごみ処理施設の整備に向け、進入道路・敷地造成工事の契約を締結しよう

とするものです。議会における工事請負契約議案の審議は、議案に示されてるとおり、1つには、契約の目的として、その契約が歳入歳出予算の提案にあわせて提出された事項別明細書や債務負担行為の調書等に照らし、正当なものであるかどうか。2つには、契約の方法が当該契約の相手方及び金額を決定する方法として妥当であったか。3つには、その契約金額が請負代金として妥当であるか。最後に、契約の相手方の技術力や資金力、信用などが審議の対象となるものとされています。

1点目の予算等との妥当性は、本年2月に可決成立した平成23年度当初予算において、本年度分1,200万円、24年度から26年度までの債務負担分19億4,800万円、合計19億6,000万円の予算が確保されています。2点目の入札方法、3点目の契約金額については、10月18日に制限つき一般競争入札で実施する旨公告され、さきの定例会の一般質問にもありましたとおり、特別共同企業体の結成条件を構成市町からの3者を構成員とする4者とし、8つの企業体からの応募を得て、11月22日に入札が行われ、落札者である竹中土木・徳網・但馬土建・山口工務店特別共同企業体と仮契約が締結されたところです。4点目の企業体構成員の技術力などについても、これまでの施工実績などから何ら問題ないと考えられます。

また、住民合意のないままの締結はいけないということですが、平成16年に旧1市10町それぞれの議会で広域化を議決し、処理方式などについてもさまざまな検討を行い、これまで住民理解を得て、議会とも協議しながら進め、平成20年12月には地元両区のご理解のもと基本協定を締結して、現在まで粛々と事業を進めてきたものであり、本組合がその設置目的である施設整備を進めることに何ら問題はないものと考えます。

また、一部未取得地がありながら工事をするに対する反対意見がございましたが、用地確保ができていないため、全体施工の見込みがないとのご意見も伺いましたが、この夏に行われた収用制度研修会において、土地収用は憲法29条第3項を根拠とし、私有財産を正当な補償のもとに、これを公共のために用いようとする手段であり、収用委員会の裁決が申請されれば、法の手続のもと粛々と手続が進められるものと説明を受けたところです。市民生活に不可欠な公共事業が一部の意向により実施できないなどという不合理なことがないために、土地収用という制度があることから、本事業の実現性は十分に確保されているものと考えます。

以上、賛成討論といたします。議員の皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（芝地邦彦） ほかにありませんか。

2番田野議員。

○田野哲夫議員 残念であります、立場としては反対となります。

まず1つでありますけれども、入札の関係で失格者が出ているわけであり、最低落札金額に達しなかったということでもありますけれども、しかしながら、あと6億の随意契約が見込まれるような契約の中における開札について疑問があるということが1点であります。

もう1点であります。本来の問題としておりますのは、最初の質疑の段階でも申し上げましたけれども、北但地域の循環型社会形成推進地域計画であります。この計画期間は25年の3月31日で、答弁にありました24年の間に後期の、または2次の計画を立てればよいという考え方であるようで

ありますが、この計画期間の中に目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直しするものとする書かれているわけであり、平成22年度の循環型の社会形成の交付金、環境省からのものでありますけれども、工事の予定は25年の3月31日で交付金額の決定を見ているという流れでずっと来ておるわけであり、やはり計画というものは大変重要であります、特に行政と、それから環境省との関係においては、この地域計画は本当に重要なもので、地域計画によって交付金額が決まってくるわけであり、事務方の方から申されましたように、これは議決案件ではないと言われております。そのとおりだろうと思いますが、議決案件にしようとするればすることもできるわけであり、

私は、議会のチェックをする機能としての重要な時点にかんがみて、こういう計画書に基づいて常に整合性を持たせていくチェックというものは議会に求められるべき本来のものであると思いますが、それが安易に行政の議決案件じゃないからという考え方によって、答えとして事業を粛々と進めているんだという答弁については、甚だ少しばかり疑問があるわけであり、やはり事業推進において計画というものがどれほど大切なものであるか、議会が審議をする上においてどれだけ大切であるかということ双方が考える上においては、2月までの継続案件でいっていただきかけたわけであり、結論を求められる以上は、それに反対としてお答えする以外ないと思っております。

今後については、申し入れをしていこうと思っておりますのは、議会に対して、ぜひとも計画、いろいろな計画があるわけであり、それを議決案件とできるような協議を双方とも、執行側とも協議をしていただけるような議会になっていただきたいことを願っております。以上です。

○議長（芝地邦彦） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芝地邦彦） これより採決に入ります。

第11号議案について、起立により採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（芝地邦彦） 起立多数であります。よって、第11号議案は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。以上で今期臨時会に付議されました案件はすべて議了いたしました。これをもって今期臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芝地邦彦） ご異議なしと認めます。よって、第81回北但行政事務組合議会臨時会はこれをもって閉会といたします。

閉会 午後2時56分

〔議長閉会あいさつ〕

○議長（芝地邦彦） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今期臨時会は、役員任期は申し合わせにより1年であるため、役員改選を行うための議会であり、新たな議会の役員構成を慎重にご審議賜り、ここに閉会の運びとなりましたことは、組合運営のため、まことにご同慶にたえないところでございます。

議員各位のご精励とご協力に対し、深く敬意を表しますとともに、衷心より厚く御礼申し上げます。

今後は、議会運営全般にわたり、議員各位の格別のご理解とご協力をいただきながら、議会の機能を十分発揮し、地域住民の信頼にこたえる議会活動を全うしてまいりたいと意を新たにいたしております。どうか議員各位の一層のご支援を心からお願い申し上げます。

また、当局におかれましても、議会へのより適切な対応とあわせ、新施設建設に向け、全力を傾注されますことを切望してやまない次第であります。

議員各位には、これから12月定例議会を迎えられ、何かとご多忙と存じますが、くれぐれもご自愛くださいまして、組合運営のためにご活躍賜りますようご祈念申し上げ、簡単粗辞ではありますが、閉会のごあいさつといたします。

管理者から発言がございました。

[管理者閉会あいさつ]

○管理者（中貝宗治） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今期臨時会では、議長、副議長を初め議会の新たな人事等を決定され、ただいま滞りなく全日程を終えられました。

ここに新しい人員をもって議会活動をスタートされることになりましたことは、組合進展のため、まことに喜ばしく思います。新しく議長に就任されました芝地邦彦議員及び副議長に就任されました西脇明議員に対し、心からのお祝いを申し上げますとともに、今後のご活躍を祈念申し上げます。

岡谷邦人前議長及び森利秋前副議長におかれましては、この1年間、議会の円滑な運営に尽くされましたことに対し、心からの敬意と感謝の意を表します。

先ほどお認めいただいた進入道路・敷地造成工事にいよいよ着手できることとなりました。本組合では、構成市町と連携を図りつつ、北但ごみ処理施設の着実な整備に向け、全力を傾注するとともに、引き続き未取得用地の取得に努力してまいります。議員各位におかれましては、格別のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

日ごとに寒さの増す季節となりました。議員各位には、健康に留意され、ますますご活躍されますよう祈念申し上げ、閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。